

大正期皇室法令をめぐる紛争 (上)

—— 皇室裁判令案・王公家勅範案・皇室典範増補 ——

高 久 嶺 之 介

目次

はじめに

一 皇室をめぐる法構造の転換とその矛盾

① 一八八九年皇室典範の問題点

② 公式令の制定

③ 一九〇七年皇室典範増補の公布

④ 転換後の問題点

二 帝室制度審議会の創設

① 創設の要因

三 皇室裁判令案をめぐる紛争

① 皇室裁判令案起草

② 枢密院審査委員会の人的構成

③ 皇室裁判令案審議過程

四 王公家軌範案をめぐる紛争（以下次号）

① 朝鮮王世子婚姻問題

② 王公家軌範案の起草と内容

③ 枢密院における紛争

五 原内閣と皇室典範増補問題

① 原内閣の成立と典範改正問題

② 原折衷案の挫折と皇室典範改正の決定

③ 皇室典範増補の公布と辞表問題

六 紛争の意味と諸法令のその後

はじめに

一九一八（大正七）年、寺内内閣から原内閣にかけて帝室制度審議会と枢密院、さらに時の内閣をまきこんで皇室法令をめぐる紛争が生じた。この紛争は、皇室裁判令案、王公家軌範案（两者とも皇室令案）が時期をずらしながら枢密院に諮詢されたことから発生し、結局宮内省が両案を枢密院から撤回することで一応の結着はみた。しかし王公家軌範案制定の契機が朝鮮王世子と日本皇族女子との婚姻問題であったために、そこからこの婚姻の法的根拠をめぐって紛争が継続し、結局のところ皇室典範増補制定という形で紛争は終息する。

この一九一八年の皇室法令をめぐる紛争には、明治末期に、新たに皇室がかかえた二つの問題が影をおとしている。

第一には、明治末期になされた皇室をめぐる法構造の転換からくる予盾である。一九〇七（明治四〇）年の公式令制定によって皇室典範および皇室法令は「家法」から「國家の法」と明確に転換した。要するに、皇室典範および

皇室法令の国法上の位置が定まったのである。そして皇室令という新たな法種が登場する。さらに同年の皇室典範増補により皇族に対する法の適用の原則が定まった。皇族に対しては皇室令の適用という原則である。この原則の徹底化のためには皇室に関するあらゆることを皇室令でもって規定せざるをえず、このことが、皇室裁判令案も起草せざるをえない要因となる。

第二に、一九一〇（明治四三）年の韓国併合が皇室にもたらした矛盾である。周知の如く、日本は韓国を暴力的威圧のもとで併合した。この時韓国皇室の成員を併合後の形で取り扱うかが問題になった。植民地支配のために威圧とともに懷柔が必要である。この懷柔策として、詔書によつて旧韓国皇室の成員に対して「皇族の礼」が与えられたことになつた。⁽¹⁾しかし「皇族の礼」とはいかなることが、この時点では明確ではなかつた。つまりは、旧韓国皇室の成員は、併合後、国法上日本皇室の成員すなわち皇族となるのか、あるいは皇族とはならないのか。別のいい方をすれば、韓国併合によつて、国法上皇室の範囲は拡大したのか、それともいままで通りなのか。さらに別のいい方をするならば、旧韓国皇室の成員に対して各種皇室令は適用できるか、できないのか。もし旧韓国皇室の成員が国法上皇族であるとするならば、「皇統」に重要な変化がおきたことになる。同一民族の「貴種」からなるとされてきた皇室に異民族が入りこむことになる。このことは朝鮮民族に対する差別意識もあいまつて「皇統」の紊乱とうけとめられる危険性がある。ではもし、旧韓国皇室の成員が国法上皇族ではなく、普通一般の「臣民」であるとするならば、一体「皇族の礼」を与えるということは、どういうことなのか、ということになる。朝鮮總督府は当初においては、明らかに旧韓国皇室の成員を「優偶」することによつて朝鮮支配を円滑にすすめていこうとした。旧韓国皇室の成員を「一般臣民」としたのでは「優偶」にならない。

一九一八年の王公家軌範案と皇室典範改正問題をめぐる紛争は、このようにして日本の韓国併合がもたらした矛盾によつてひきおこされていくのである。

本稿は、以上の二つの問題を軸にして、一九一八（大正七）年の帝室制度審議会、枢密院、内閣をまきこんで展開された皇室裁判令案、王公家軌範案、皇室典範増補をめぐる紛争の実体を跡づけることを目的とする。

なお、研究史上でいうならば、本稿は二つの点で研究上の空白を埋める予備的考察の意図をもつ。第一は、明治末から大正期にかけての天皇および皇室政策の問題である。この政策の一つは、皇室令による皇室の法的制度化である。従来の研究において、この期における皇室の法的制度化の具体的な内容とその意義について述べた研究はほとんどないといってよからう。⁽²⁾ 第二は日本の朝鮮支配の問題である。すでに韓国併合については多くの研究がある。しかし韓国併合時およびその後において朝鮮李王家がいかなる取り扱いをうけたかについての研究は乏しい。一九七九年に出版された姜東鎮氏の『日本の朝鮮支配政策史研究』というすぐれて詳密な書によつて、我々は一九二〇年代斎藤実朝鮮総督下の朝鮮支配政策、その中の李王家政策については、多くの史実を得ることができた。本稿は、姜東鎮氏の緻密な研究には及ぶべくもないが、従来看過されてきた一九一〇年代の李王家対策の一端、とりわけ韓国併合が日本との皇室問題にいかなる矛盾をひきおこしたのか、という点を解説することを意図している。なお姜東鎮氏は、韓国併合後の李王家対策が一貫して李王家弱体化政策であり、特に三・一運動後にその点が強化されたことを指摘している。⁽³⁾ 筆者もその点に異論はない。そもそも王公家軌範案そのものが李王家の伝統性を無視するものであった。ただしニコア NSとして筆者が強調しておきたいことは、一貫して李王家弱体化＝「皇民」化政策が促進されながらも、三・一運動以前においては、その利用価値に対する幻想があり、李王家「優偶」を主張する潮流が存在した事実である。

(1) 旧韓國皇室の成員に対して「皇族の礼」が与えられるようになった要因として「併合」方式の問題がある。「日本はこの『併合』を朝鮮の国王が申し出、天皇がこれを受け入れたという形式をとらせ、一進会をつかつてこの『併合』が朝鮮民族の希望であったかのようにみせかけようとした」(井口和起「朝鮮併合」「岩波講座日本歴史」¹⁷ 二〇五頁)。武力的併合ではなく、あくまで朝鮮国王・朝鮮民族の要請による「併合」とみせかけるためには、たてまえ上ではあれ、韓國皇室に対して相当な「優遇処置」がとられることを江湖に示さなければならない。その結果が「皇族の礼」という表現である。

(2) ただし、この法的制度化をおしすすめた当事者の一人である栗原広太が、一九四一(昭和一六)年七月一九日、憲法史研究会第六回例会で講演した記録が、栗原広太述「皇室典範其他皇室法令の制定史に就いて」と題する謄写版印刷の小冊子として、国会図書館憲政資料室に所蔵されている(憲政史編纂会収集文書)。本稿において特に明示していない場合でも、この小冊子に多くの示唆をうけ、また論理を形成する上で利用させていただいたことを記しておきたい。なお宮中の制度と役割についての最初の本格的研究であるデイビッド・タイタス『日本の天皇政治—宮中の役割の研究—』(大谷歴志翻訳・サイマル出版会一九七九年)は、「皇室典範は、明治二年から終戦までの間に二度だけ補正されている。皇室をより明確な公的 existence にしたて、皇室典範を憲法と同等の地位にまで高めようとするのがねらいであった」(五二一五三頁)と、皇室の制度化の一部について妥当な評価を下しているが、制度化の具体的な内容に特に触れてはいない。また筆者には、すでに「近代皇族の権威集団化過程—その一 近代における宮家の編成過程—」(同志社大学人文科学研究所編『社会科学』二七号所収)、「近代皇族の権威集団化過程—その二 皇族の権威の社会化過程—」(『社会科学』二八号所収)という二つの拙稿があり、そこと並んで皇室の法的制度化の具体的な内容について述べている。本稿は続篇の意味をもつ。

(3) 姜東鎮『日本の朝鮮支配政策史研究』一七五一八一頁参照。

一 皇室をめぐる法構造の転換とその矛盾

① 一八八九年皇室典範の問題点

一八八九(明治二二)年は日本の皇室にとって画期的な意義をもつた年であった。まず天皇の法的位置が確定した。大日本帝国憲法は、天皇を「國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬」する主體として、天皇に様々な権限(天皇大權)を与えた。

た。天皇は法的には絶対的権限をもつた君主であり、「法律ハ君主ヲ責問スルノ力ヲ有セス独不敬ヲ以テ其ノ身体ヲ干瀆スヘカラサルノミナラス併セテ指斥言議ノ外ニ在ル者」⁽¹⁾であった。また大日本帝国憲法は、男子血統主義（女帝の否定）⁽²⁾を明確にし、同日制定の皇室典範によつて皇位繼承の原則、譲位の禁止⁽⁴⁾が明確にされた。

筆者は天皇制論といふものに立ち入る意図も力量もないが、天皇の法的位置の確定および天皇の再生産の仕組みの確定（譲位の禁止・皇位繼承順序の確定。なおこのことが皇室制度ひいては天皇制論にもつ意義は従来の研究で軽視されすぎているきらいがあり、いくら強調しても強調しきることはない、と筆者は考えている）がなされたことは、日本の近代の君主制のあり方が確定した点で画期的な意味をもつと考へてゐる。

しかし、この時期の皇室の法的整備には二つの問題点が存在していた。

第一は、皇室典範の国法上の位置が不明確であったことである。そのことは、伊藤博文が皇室典範を「家法」と位置づけたことに関連する。⁽⁵⁾この位置づけから、皇室典範はいかなる副署もなく、公布もなく、また官報への掲載もなされなかつた。拙稿で明らかにした如く、⁽⁶⁾帝国議会開設を前提にして皇室に対する人民の容駁をいかなる形においても防止するためであつた。しかし「家法」と位置づけたことは、憲法や法律や勅令等の国家の法と全く異なる次元の法として設定したことになる。では憲法や法律や勅令などと皇室典範との関連はどうなるのか。憲法についてみれば、第二条、第十七条、第七十四条、第七十五条で皇室典範との関係が一応明示されている。⁽⁷⁾しかしこれらの条文では憲法と皇室典範との関連において、憲法が典範の上位法なのか、あるいは両者が法として対等の位置にあるのか、明確にならない。ましてや皇室典範と法律や勅令との関係は不明確である。「家法」という位置づけからすれば、もともとその関連は問題ではないのである。

第二は、皇族の国法上の位置が不明確であったことである。憲法は、天皇についてはその位置を定め、原則として法律による効束力を有しないとしたが、皇族については言及していない。したがって皇室典範以外の一般法令が皇族に適用されるべきかどうか不明確であった。

伊藤の腹としては、皇族については独自に皇族令を制定し、それを皇族に適用するつもりであった。様々な皇室典範案が起草されていた時期、同時にいくつかの皇族令案が起草されている。⁽⁹⁾ しかしそれらは成案にならず、本格的起草は、皇室典範案が枢密院に諮詢されて了一八八八（明治二一）年五月三〇日に宮内省に設置された臨時帝室制度取調局（委員長柳原前光⁽¹⁰⁾）にゆだねられた。ここでも皇族令案はいくつかつくるれている。⁽¹¹⁾ しかしこの機関は一八九〇（明治二三）年一〇月二〇日に廃局となつたため、結局皇族令は制定にはいたらなかつた。

もしこの時期皇族令が制定されていたとするなら、この法令の国法上の位置はどうなつていただろうか。皇族令よりも皇室典範の方が上位法であるから、おそらく皇族令も、「家法」と位置づけられ、副署も公布もなく、また官報掲載もなされなかつただろうと思われる。

皇室典範および皇室法令の国法上の位置および皇族の国法上の位置の明確化は、一八九九（明治三一）年八月二十四日、帝室制度調査局（總裁伊藤博文⁽¹²⁾）が設置された後も特に問題化しなかつた。

この機関では、皇室婚嫁令、皇室誕生令を起草し、前者は一九〇〇（明治三二）年四月二十五日、後者は一九〇二（明治三五）年五月二九日、制定公布をみている。⁽¹³⁾ この二つの法令は、皇太子嘉仁親王（後の大正天皇）の婚姻のために制定されたものであるが、この法令は特殊な法令であった。『法令全書』では両者とも各種勅令の末尾に掲載しているが、勅令ではない。つまりは皇室婚嫁令、皇室誕生令という法令そのものが独自な法種なのである。『伯爵伊東

「巳代治」によれば、この二つの法令は、「民法の特例として制定⁽¹⁵⁾」されたらしい。いわばこの時点でも皇室典範および皇室法令の国法上の位置は不明確である。

皇室典範および皇室法令の国法上の位置が帝室制度調査局の議論の俎上にのぼり、問題化するのは、一九〇三（明治三六）年七月一八日、土方久元辞任の後をうけて伊東⁽¹⁶⁾巳代治が帝室制度調査局副総裁に就任して以降のことである。

これ以降、事実上伊東がこの機関の運営を主導することになる。

同年八月一七日伊東は伊藤に「調査着手ノ方針」を送り、皇室典範および皇室法令の位置の明確化、さらに皇族の国法上の位置の明確化をよびかける。次のような内容である。⁽¹⁷⁾

① 帝国憲法には、天皇と臣民に関する明条があるが、皇族の地位に関してはなんら規定がない。したがつて国家の法令は人臣の列にある皇族にも適用されるべきようになつてゐるにもかかわらず、皇室典範においては、皇族を一種特殊な地位とし、天皇が皇族の家長として勅定した典例によることを常則とし、國家の法令によることを例外としている。この皇室典範の主義を重視し、皇室典範を帝国憲法とともに国家の根本法として対等の効力を有するものとし、特に国家の法令に明文を設けている場合の外は、皇族に國家の法令を適用しないという主義をとること。

② 皇室典範はかつて公式に発布されていないが、国家の機関がこれを公然と認知しなければ、皇室典範の適用が期しがたい。（たとえば土地収用法を世伝御料の土地に適用しないとか、また勅許なくして皇族を勾引召喚しない等の例）。すでに憲法の明条で皇室典範を認めている以上は、皇室典範は公的に発布されたものと認定すべきである。要するに、皇室の地位を明確にし、その典例（皇室典範および皇室法令）は当然国家に対し有効であるとの主義をとること。

③ 皇室の事をもつて天皇の私事とし、皇室典範は皇室自らその家法を制定したものであると断定する説は、我日本帝国の歴史に相容れないものである。現に國務大臣は皇室に対し一定の義務を負い、またまた制定せられんとする當中の諸例規は、内閣總

理大臣が事を命令する場合が多い。したがって皇室は国家の要素であるという固有の関係を明徴にし、もって不易の規準であることを確定すること。

このほか「調査着手ノ方針」は、宮内省も国家の官庁であるという主義をとること、宮内大臣、内大臣、宮内官吏も国家の官職・官吏であると¹⁷ことを明確化し、その上で責任上内廷と外廷の臣の区別をするべきである」と、等を記している。

伊東の意図は明白である。一八八九（明治二二）年皇室典範制定方式の全面否定である。伊藤の「家法」方針の全面否定といつてもよい。皇室典範を憲法とともに国家の根本法として、宮内官僚を明確に国家の官吏としようとするのだから、必然的に以前の方式の全面否定である。同時に伊東は皇族の国法上の位置の明確化をねらっていた。

② 公式令の制定

では伊東の以上のような「方針」はいかなる形で実施にうつされるか。

その一つは一八八六（明治一九）年制定の公文式の改正である。これによって皇室典範や皇室法令の制定方式を転換しひいては皇室法令の国法上の位置の明確化をねらったのである。一九〇三（明治三六）年九月一七日、伊東は伊藤宛に「刻下の急務」の問題として、「公文式ノ改正ヲ要スル理由」書を送る。¹⁸ この書面で、皇室典範、皇室法令に関する部分は以下の如くである。

明治十九年ノ公文式ハ、過渡ノ時代ニ於ケル權宜ノ法制ニシテ、別ニ間然スル所ナカリシモ、憲法ノ実施法例ノ制定ト共ニ、立法ノ作用モ亦一変シタル今日ニ至リテハ、宜シク時勢ノ変遷ニ応シテ改正修補ヲ加フヘキノミナラス、今後皇室ノ典例ヲ整理シ之

ヲ宫廷ノ内外ニ向シテ施行セントスルニ當リテハ、必ス先ツ公文式ヲ改正シ一定ノ標準ヲ設クルヲ宜シトス。其ノ理由左ノ如シ。

(中略)

四 皇室典範ハ憲法ト対等ノ効力ヲ有シ、共ニ國家ノ根本法トシテ普通ノ法律勅令ノ上ニ位スルモノナリ。而シテ其ノ本文ハ今ヨリ正式ニ公布スルヲ便トセサルモ、之カ改正増補ニ至リテハ之ヲ正式ニ公布スルニアラサレハ、将来皇室及皇族ニ關シテ、普通法ノ変則ヲ設ケントスルニ當リテ、故ラニ之カ為ニ法律ヲ制定シ、又ハ改正セサルヘカラサルノ不便ヲ生スヘシ。故ニ公文式改正ノ機会ヲ以テ其ノ公布式ヲ一定シ、行政官司法官ヲシテ典範ノ改正増補トシテ直ニ遵奉ノ義務ヲ負ハシムヲ要ス。

五 皇室ニ關スル要件ニシテ、獨リ皇室部内ニ於テ施行スヘキノミナラス、又一般ノ官厅及人民ヲシテ遵奉セシムヘキモノ、将来ニ於テ益々多カラントス。然レトモ皇室ノ事ハ往々法律勅令ト為スニ適セサルモノアリ。又故ラニ詔勅ヲ以テ發布セラルヘキニ非サルカ故ニ、此ノ際皇室部内ノ準則ノ為ニ特殊ノ名称（例へハ皇室令）ヲ設ケ、公文式改正ノ機会ヲ以テ、其ノ法律勅令ニ対スル關係、並ニ皇室部外ニ向テモ有効ナル所以ヲ明示スルヲ必要トス。

六 従来宮内大臣ハ、宮内省官制ニ依リ地方長官ニ示命シ、並ニ臣民ニ命令告示スルノ職権ヲ有スルモ、宮内省官制ハ宮内省達ニシテ國家ノ権義準則ニ非サルカ故ニ、國法上宮内大臣ノ示命及命令告示ハ、一般ノ官厅及人民ニ向シテ何等ノ効力ヲ有スルコトナシ。依テ此点ニ關シテ公文式ヲ改正シ、宮内省ノ命令告示ニ仮スニ國法上一定ノ効力ヲ以テスルヲ要ス。

以上公文式ヲ改正スヘキ理由ノ重ナルモノトス。之ヲ要スルニ今日ノ急務ハ皇室ノ内事ヲ以テ全然國家ニ關係スルコト無シトシタル主義ヲ一転シ、我國公権ノ沿革ニヨリ、自然ニ定マレル關係ニ立戾リテ、皇室ノ例規モ亦國家ニ向テ有効ナル所以ヲ明ニスルニ在レト、故ラニ此ノ關係ヲ表明セハストスルトキハ、從ラニ物議ヲ醸スハ虞アルヲ以テ、公文式改正ハ拳ニ託シテ、不言ノ際ニ此ノ事理ヲ明徹セシムルヲ無上ノ得策トスルニ似タリ。⁽¹⁹⁾（傍点筆者）

要するに、皇室法令の制定方式を転換し、皇室法令の国法上の明確化を江湖に宣言することは問題が生ずる危険があるのでも、これを公文式の改正という形をとつて実現しようとしたのである。

同年一〇月二〇日付伊東より伊藤宛書簡によれば、その後公式式改正の内容はさらに具体化されたらしい。この書簡で伊東は、①公文式を全廃して公式令を制定する、②章を九章とし、(一)詔書 (二)詔勅 (三)皇室令及皇室規則 四法律、命令 (五)勅書 (六)公告 (七)上裁を経る外交公文 (八)爵記、官記、位記、勲記 (九)雜則、とする、③公式令案については、更に奥田義人・一木喜徳郎・有賀長雄・広橋賢光・穂積八束とともに審議を尽したい、と述べている。一木は当時法制局長官兼内閣恩給局長兼東京帝国大学法科大学教授。他の三人は帝室制度調査局御用掛。とりわけ奥田・有賀は、伊東が副總裁就任後伊藤総裁に懇願し⁽²⁴⁾、同年八月御用掛に就任した人物であった。

ところで伊藤博文は、かつて自らの判断で下した方針に対する全面否定の方向をいかなる態度でうけとめたか。諸種の史料をみても、伊藤が伊東の「方針」に異論をとなえた形跡はない。むしろ伊東のやるがままに任せている感がある⁽²⁵⁾。

その後公式令は全二九条の草案が起草され、一九〇四（明治三七）年一〇月一〇日上奏される。⁽²⁶⁾そして公式令は、第一次桂内閣では日の目をみず、その後の第一次西園寺内閣において若干の修正を経て、一九〇七（明治四〇）年一月三一日、勅令として公布された⁽²⁷⁾。この結果、皇室典範の改正は上諭を附して公布され、宮内大臣・國務大臣・内大臣の副署があり、皇室典範にもとづく諸規則は皇室令とし、これも上諭を附して公布され、上諭には親署の後、宮内大臣の副署があり、また國務大臣の職務に関連する皇室令の上諭には内閣總理大臣および主任の國務大臣が宮内大臣とともに副署をする、ということになった⁽²⁸⁾。要するに、皇室典範および皇室令は国家の法として、したがって皇室は「國家ノ要素」として明確に位置づけられたのである。

③ 一九〇七年皇室典範増補の公布

皇室が「國家ノ要素」として明確に位置づけられたとすれば、殘る問題は皇族の國法上の位置の明確化である。要するに皇族に対し⁽²⁵⁾て皇室典範、皇室令、法律、勅令等はいかなる相関關係をもつて適用すべきかという問題である。栗原廣太によれば「明治三十六年の末頃」、帝室制度調査局御用掛穂積八東が「皇室典範ト法律命令トノ關係ニ付テ」という意見書を伊藤總裁に提出している。⁽²⁶⁾この意見書で、穂積は、「典範ハ憲法ト共ニ國家ノ根本法」と伊東副總裁と同様の認識にたつて、皇室典範と法律・命令の關係を次の如く位置づける。⁽²⁷⁾

一、皇室皇族ニ關スル事項ハ專ラ皇室典範及其ノ附屬令ニ因リテ裁断ス。

一、皇室皇族ト外部トニ交渉スル事件ノ場合ニ於テモ皇室典範ヲ最高ノ準則トシ之ニ抵触セサル限りニ於テ法令ノ規定ヲ適用ス。
いゝではまだ皇室令という言葉はでていないうが、のちに制定される一九〇七（明治四〇）年皇室典範増補第七条、八条と全く同一の考え方が提示されている。要するに、皇族に対しては適用する法令は原則として皇室典範およびその附屬令（後の皇室令）である。他の法律や勅令は、皇室典範およびその附屬令に抵触しない限りにおいて適用す、といふ原則である。

皇室典範増補案が伊藤總裁より上奏されたのは一九〇四（明治三七）年一〇月一二日である。⁽²⁸⁾公式令草案が上奏された日の二日後であり、両者はセットであったことが知りうる。その後第一次西園寺内閣下の一九〇七（明治四〇）年一月二十五日、内閣に下付され、即日閣議決定される。⁽²⁹⁾その後二月一日枢密院に下付され、二月五日、満場一致で枢密院で決議される。⁽³⁰⁾皇族会議は開催されず、皇族の持ちまわりの形で承認された模様である。⁽³¹⁾

一月一一日公布皇室典範増補で皇族の国法上の位置を定めた条文は次の条文である。⁽³³⁾

第七条 皇族ノ身位其ノ他ノ権義ニ関スル規定ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム

皇族ト人民トニ涉ル事項ニシテ各適用スヘキ法規ヲ異ニスルトキハ前項ノ規程ニ依ル

第八条 法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規定ハ此ノ典範又ハ之ニ基ツキ発スル規則ニ別段ノ条規ナキトキニ限り之ヲ適用ス

これによつて皇族に対する法の適用の原則が確定したのである。

④ 転換後の問題点

一九〇七（明治四〇）年、公式令と皇室典範増補によつて皇室をめぐる法構造は明確に転換をとげた。この結果の一つとして、皇室に対する法の適用は皇室典範および皇室令によることが原則となつた。逆にいえば、一般的の法律・勅令は原則として皇室の成員には適用しないということである。適用する場合は、よほど皇室令の各条文では無理な場合に限られてくる。この原則を守るために、早急に多くの皇室令が必要となる。したがつて帝室制度調査局では、公式令および皇室典範増補制定以前に数多くの皇室令案を起草し、上奏している。一九〇六（明治三九）年六月一八日付伊東より伊藤宛書簡に別紙として、「枢密院審議の勅令・法令等一覽表」と題する書面が添付されているが、それによつて六月一八日段階での皇室に関連する諸法令の状況が知りうる。それによれば、「上奏済の諸案」が、①皇室典範増補、②公式令（勅令案）、③皇族会議令、④請願令（勅令案）、⑤華族令（勅令案）、⑥戸主ニ非ナル者爵ヲ授ケラレタル場合ニ於ケル法律案（発布済）、⑦皇族身位令、⑧皇室成年式令、⑨皇室親族令、⑩皇室財産令、⑪皇

室賛費令、⑫皇室陵墓令、⑬皇室遺言令、⑭皇族後見令、⑮皇室裁判令、⑯皇統譜令、⑰宮内官制（勅令案）、「明治三十九年六月十三日總裁渡韓前上奏のもの」が、①立儲令及附式、②皇族就学令、③皇室服喪令再查案、④皇室喪儀令、⑤國葬令（勅令案）、⑥位階令（勅令案）、⑦華族世襲財產法（法律案）、⑧同施行規則（宮内省令案）、⑨華族令施行規則（宮内省令案）、⑩皇統譜令施行規則（宮内省令案）、「附式起草済日下（帝室制度調査局で一高久注）審議中のもの」が、皇室喪儀令附式（自第一編至第十編）、「（帝室制度調査会の一高久注）議了案にして附式起草中に屬するもの」が、登極令、「起軒済并起軒中にして未た（帝室制度審議会の一高久注）審議を了へるもの」が、①皇室祭祀令、②皇室儀制令、③皇室会計令、④皇室諸令細則（宮内省令及内規）、⑤皇室令の施行に付き要する法律案、⑥皇位繼承表（参考用）であった。

勅令案・法律案もくめたこれらの諸法令は、その多くは明治期に公布され⁽³⁵⁾、一部は後述する如く大正期まで残されることになる。

ところで、皇族については原則として法律や勅令を適用せず、皇室令を適用するという方針は、皇族そのものを制度的に権威集団化することを意味していた。ねらいはあくまでそこにあった。しかし、皇族に対しても皇室令の適用という原則は、新たな問題点を惹起することになる。法令そのものはあらゆる場合を想定して創られるものである。皇族にかかる問題であらゆる場合を想定するということは、あらゆる皇室令を創らなければならないということである。従来であれば、皇族による法の適用の原則が定まつていなかつたから、皇族を法的には一般臣民とみて、一般法規が適用されるような感が強かつた。一般法規には、特に皇族についての明文は少なく、当然皇族と銘うつてその「悪事」を規程する条文は存在しなかつた。存在しなくとも、その「悪事」は民事訴訟法、刑事訴訟法、陸軍治罪法、

海軍治罪法で充分決裁ができるのである。しかし、皇族の問題はすべて皇室令で規定すると、ということになると、皇族による刑事件や民事事件の詳細な裁判規定が必要である。いわば皇族の「悪事」を想定した明文化が必要である。「懿親ノ尊榮ヲ以テシテ時ニ犯罪ナキヲ保スヘカラス」⁽³⁵⁾だからである。しかし、皇族の「悪事」の条文を設定することは、そのことによって皇族ひいては皇室の権威化を阻害するという意見を発生させる要因になる。また皇室についてあれこれ議論すること自体、皇室の権威化を阻害する要因になる、という意見も当然予想される。後述する如く、一九一八（大正七）年における皇室裁判令をめぐっての枢密院と帝室制度審議会との対立もそこに帰因するわけであるが、公式令制定にあたっても、「前内閣（第一次桂内閣—高久注）の属僚間に被相唱候哉に仄聞仕候。皇室に關する事項を全然削除す。へし」と云ふか如き俗論⁽³⁶⁾が存在したことを、一九〇六（明治三十九）年六月一八日付伊東より伊藤宛書簡⁽³⁷⁾は伝えて いる。この「俗論」の具体的な内容は不明にしても、皇室の問題をすべて皇室令で明文化するという帝室制度調査局の方針に対しても若干の抵抗があつたことが知られる。そのことは、皇族をあらゆる裁判の対象とする案（皇室裁判案）とか、国法上とはいえ皇族の範囲を拡大することを前提にした案（王公家軌範案）のようなものには大きな抵抗が予想されたのである。

ところで、帝室制度調査局は、公式令と皇室典範増補の制定をもって一九〇七（明治四〇）年一月一一日廃局となる⁽³⁸⁾。その約一年後の一月二二日には宮内大臣の監督の下に皇室令整理委員として四名（法制局長官岡野敬次郎、宮内省御用掛奥田義人、宮内大臣官房調査課長栗原広太、図書纂編修官森泰一郎）が選出され⁽³⁹⁾、「（皇室令）草案の御下間に奉答」、「内閣、枢密院、皇族會議などにおいて説明」等の任にあたることになる。これら四人の委員は帝室制度調査局で起草した皇室財産令・皇族身位令等の制定に関与するほか、一九一〇（明治四〇）年の韓國皇室の優遇に関する詔書（後述

する)の起草・制定にも関与し、一九一一(明治四四)年三月一日、その任を解かることになる。⁽⁴⁾

しかし、帝室制度調査局で起草した皇室令案での時点まで制定にいたらないものもいくつもあり、また韓国併合後、新たに朝鮮王公族の取扱い規定を定める必要も生じたことから、大正期に新たな帝室制度調査の機関が創られることになる。その機関が帝室制度審議会であった。

(1) 『帝国憲法・皇室典範義解』(明治二十二年 国家学会) 大日本帝国憲法第三条の義解。

(2) 大日本帝国憲法第二条。

(3) 皇室典範第一一九条。

(4) 皇室典範第十条。

(5) 『帝国憲法・皇室典範義解』一四三頁。「家法」と位置づけた部分は次の通りである。

皇室典範ハ皇室百ヲ其ノ家法ヲ定スル者ナリ、故ニ公式ニ依リ之ヲ臣民ニ公布スル者ニ非ス、而シテ将来曰ムヲ得サルノ必要ニ由リノ条章ヲ更定スルコトアルモ亦帝国議會ノ協賛ヲ経ルヲ要セサルナリ、蓋皇室ノ家法ハ祖宗ニ承ケ子孫ニ伝フ、既ニ君主ノ任意ニ制作スル所ニ非ス、又臣民ノ敢テ干渉スル所ニ非サルナリ

(6) 拙稿「天皇の家—明治期における皇族の位置」同志社大学人文科学研究所編『共同研究日本の家』四一四一四五頁。

(7) 条文の中身は次のようなものである。

第一二条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫ニヲ繼承ス

第十七条 摄政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル 摄政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

第七十四条 皇室典範ノ改正ハ帝国議會ノ議ヲ經ルヲ要セス

皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ条規ヲ変更スルコトヲ得ス

第七十五条 憲法及皇室典範ハ摂政ヲ置クノ間ニヲ変更スルコトヲ得ス

(8) 大日本帝国憲法第七十四条からして憲法は皇室典範の下位法ではない。では憲法が皇室典範の上位法であるのか、というとそれもいえない。憲法によって皇室典範の条規を変更することができる、といふ明文はどこにもない。また大日本帝国憲法の「告文」中で「茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス」とあり、そこでは皇室典範が憲法より前に記されている。要するに本文で述べている如く上位が下位かということその

の具体的が問題にならなかつたのである。

(9) 臨時帝室制度取調局設立以前の皇族令案については伊藤博文編『秘書類纂帝室制度資料』上巻に二点存在する。この二点については稻田正次氏の大著『明治憲法成立史』下巻第二九章の記述により起草者および起草年月日が分明になる。そのほか国学院大学図書館所蔵「梧陰文庫」および国立国会図書館憲政資料室所蔵「憲政史編纂会収集文書」中に数多くの皇族令案がある。これらの皇族令案の多くは起草者と起草年月日が不明のものであるが、個々の案が臨時帝室制度取調局設置以前に起草されたのかどうかは、案の各条文が皇室典範に抵触するかどうか見極めることによってある程度判断できる。たとえばある案の条文に「太上天皇」という記述があれば、これは明らかに臨時帝室制度取調局設置以前に起草されたものである。なぜなら皇室典範には「太上天皇」なる用語は登場せず（皇室典範は譲位を禁止しているから）、臨時帝室制度取調局設置の時点では皇室典範案の条文はほとんど確定していたからである。しかし筆者はまだ各皇族令案の起草時期を確定する作業を行っていない。

(10) 『明治天皇紀』第七巻 七九一八一页。この機関がなぜこの時期につくられ、なぜ一九一〇（明治三三）年一〇月一〇日、元老院廢止と同時に廢局になったのか、いかなる仕事が行われていたのかは充分な研究がない。この点は筆者の次の研究課題である。

(11) 臨時帝室制度取調局およびそのメンバーが起草したことが確定できるものは次のものがある。①「皇族令修正案」明治二十二年七月（伊藤博文編『秘書類纂帝室制度資料』上 三四一四—三三七頁）、②「皇族令案（柳原案）」（国会図書館憲政資料室蔵「臨時帝室制度取調局・皇室典範会議書類」憲政史編纂会収集文書）、③「皇族令（第一柳原案）」（国会図書館憲政資料室蔵「臨時帝室制度取調局書類」憲政史編纂会収集文書）、④「皇族令案註解（第三矢野文雄案）」（『臨時帝室制度取調局書類』）、⑤「第四最終案」（『臨時帝室制度取調局書類』）。

(12) 『明治天皇紀』第七巻 六五六頁。

(13) この機関の設置時の概容は『伯爵伊東巳代治』下巻 三一五頁参照。

(14) 同右 下巻 一八頁。

(15) 同右 下巻 一八頁。形式は両者とも「親署」と「御墨」の後に宮内大臣の副署がある。

(16) 同右 六頁。伊東の副総裁就任は、総裁伊藤博文の推挙による（明治三六年七月一八日付伊東より伊藤宛書簡『伊藤博文関係文書』第一卷 四三四頁）。

(17) 『伯爵伊東巳代治』下巻 一〇一一四頁所載。

(18) 明治三六年九月一七日付伊東巳代治より伊藤博文宛書簡（『伊藤博文関係文書』第一卷 四三四一五頁）。

(19) 『伯爵伊東巳代治』下巻 一五一七頁。「公文式ノ改正ヲ要スル理由」書は、国立国会図書館憲政資料室所蔵「伊東巳代治関係文書」にも存在する（文書番号二〇八）。若干文章の違うところがあるが、内容は全く同じである。

- (20) 『伊藤博文関係文書』第一卷 四三五—六頁。
- (21) 明治三六年七月一八日付および同年七月二三日付伊東より伊藤宛書簡（『伊藤博文関係文書』第一卷四三四頁）。
- (22) 伊藤は、この年七月、政友会總裁を罷め、枢密院議長に就任していた。かつて伊藤は、シニタインやロエスレルの意見を採用し、また自らも帝国議会開設に対する危機意識から、「皇室典範を「家法」とする方針に固執した。伊藤の意識は変化したのだろうか。しかし変化を示す史料はない。伊藤は伊東の意図がよくのみこめなかつたのだろうか。しかしその点も伊東が公文式の改正について何通かの書簡を伊藤に送つていることからして考えにくい。伊東の意見は後述する如く穂積八東の意見でもあつた。伊藤はかつての自らの意見の否定を公的に表明することなく、帝室制度調査局実務者達の大勢にゆだねたような気がする。また伊東が、伊藤のかつての方針の全面否定をいかなる心理ですすめていったか、もおもしろい問題ではある。伊東が伊藤に対して有していた屈折した感情については、ジョージ・アキタ「伊東巳代治論—不成功に終つた政治家の生涯」（A・M・クレイグ、D・H・シャイヴィリ編 本山幸彦、金井圓、芳賀徹監訳『日本の歴史と個性』近代（下）、この論稿は田中時彦訳）および升味準之輔『日本政党史論』第一卷第六章の分析がある。伊東は伊藤の方針の全面否定を幾分樂しみながら遂行したようと思えるが、確証はない。
- (23)(24) 「公文類聚」第三十一編 卷一（国立公文書館所蔵）。
- (25) 次の条文がその内容を示している。
- (26) 皇室典範ノ改正ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス
- 前項ノ上諭ニハ枢密顧問ノ諮詢ヲ經タル旨ヲ記載シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ國務各大臣ト俱ニ之ニ副署ス
- 第五条 皇室典範ニ基ツク諸規則、宮内官制其ノ他皇室ノ事務ニ關連シ勅定ヲ經タル規程ニシテ發表ヲ要スルモノハ皇室令トシ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス
- 前項ノ上諭ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス國務大臣ノ職務ニ關連スル皇室令ノ上諭ニハ内閣総理大臣又ハ一方ノ諮詢ヲ經タル皇室令ノ上諭ニハ其ノ旨ヲ記載ス
- (27)(28) 栗原玄太述前掲書 一五頁。
- (29)(30)(31)(32) 「公文類聚」第三十一編 卷一。
- (33) 『法令全書』明治四十年。
- (34) 『伊藤博文関係文書』第一卷 四四一—四四二頁。

皇室令以外のものを含む帝室制度調査局で起草し、一九〇七年から一九二二年までに制定公布されたものは、次の通りである（「帝室制度調査局起草法令一覧」——倉富勇三郎文書・国立国会図書館憲政資料室蔵）

一、皇室典範増補	明治四〇年二月	公布
一、公式令	明治四〇年一月	勅令第六号
一、皇族會議令	明治四〇年二月	皇室令第一号
一、皇室祭祀令	明治四一年九月	皇室令第一号
一、登極令	明治四二年二月	皇室令第一号
一、攝政令	明治四二年二月	皇室令第二号
一、立儲令	明治四一年二月	皇室令第三号
一、皇室成年式令	明治四二年二月	皇室令第四号
一、皇族身位令	明治四三年三月	皇室令第二号
一、皇室親族令	明治四三年三月	皇室令第三号
一、皇族ヨリ臣籍ニ入リタル者及婚嫁ニ因リ臣籍ヨリ出テ皇族トナリタル者ノ戸籍ニ闕スル件	明治四三年四月	法律第三九号
一、皇室財産令	明治四三年二月	皇室令第三三号
一、皇室財産令施行規則	明治四年三月	宮内省達第一号
一、皇室服装令	明治四一年六月	皇室令第一二号
一、皇室衣服規程	明治四年六月	宮内省告示第二二号
一、皇族服装令	明治四年五月	皇室令第三号
一、宮内伝染病予防令	明治四一年一〇月	皇室令第二号
一、宮内伝染病予防令施行規則	明治四一年一〇月	宮内省令第八号
一、華族令	明治四〇年五月	皇室令第二号
一、華族令施行規則	明治四〇年五月	宮内省令第三号
一、戸主ニ非サル者戸ヲ授ケラレタル場合ニ關スル件	明治三八年三月	法律第六二号

- 一、官内諸官制 十一件
 二、官内諸職制 五件
 三、官内官等俸給令
 四、官内官任用令
 五、官内官分限令
 六、官内官懲戒令
 七、官内官制服令
 八、奏任待遇宮内職員制服規程
 九、判任官待遇等外宮内職員制服規程
- (36) 伊東巳代治「帝室制度再検議」（倉富勇三郎文書）で皇室裁判令制定の必要を述べた部分。
 (37) 『伊藤博文関係文書』第一巻 四四〇頁。
- 一、皇室会計令
 二、皇室会計令施行規則
 三、旧掌上華族保護資金令
 四、同右 二八頁。
 五、栗原広太述前掲書 一九一—〇頁。
 六、『伯爵伊東巳代治』下巻 二九頁。
- (38) 同右 二八頁。
 (39) 同右 二八頁。
 (40) 同右 二八頁。
 (41) 同右 二八頁。

二一 帝室制度審議会の創設

① 創設の要因

帝室制度審議会は、一九一六（大正五）年一月四日、官省内に設置された。この機関の設置の直接的契機は、同年九月、かつて帝室制度調査局副総裁であった伊東巳代治が「皇室制度再検討」と題する意見書を起草し、これを大隈首相、波多野宮相および元老に送ったことによる。⁽¹⁾

この意見書は、要するに、あらためて帝室制度の法的整備のための機関の設置の必要を訴えたものであるが、伊東がこの時点で一つの機関を設置しようとした理由は次の二点であろう。第一は、帝室制度調査局で起草、上奏した法案が、明治天皇の大喪、昭憲皇太后の大喪、新天皇の即位礼等のために、その一部のものが制定公布されずにあったという事態である。「帝室制度再検討」⁽³⁾は、「帝室制度調査局ニ於テ審議起草シタル法案ハ既ニ其ノ大半ヲ公布セラレタリト雖モ猶緊要欠クヘカラサルモノニシテ空シカ歲月ヲ経過シ完結ヲ告ケサルモノ尠カラサルハ皇室ノ為ニ深ク遺憾トスル所ニシテ又實ニ聖代ノ欠典ト謂ハサルヘカラス」と記している。この未制定の法案は一八にものぼつていた。⁽⁴⁾

第二は、朝鮮王世子の婚姻問題が発生したことを契機として、韓国併合後の懸案事項である王公家に関する軌範をこの際制定してしまおうとの意図である。このことは若干の説明を要する。一九一〇（明治四三）年、長年の朝鮮侵略の結果、日本は韓国を併合した。この時朝鮮李王家の処置が問題になった。朝鮮の円滑な支配のためには、朝鮮李王家に対しそれなりの待遇をしなければならない。八月二二日調印の韓国併合条約では、「日本國皇帝陛下は韓國皇帝陛下、太皇帝陛下、皇太子殿下並其ノ后妃及後裔ニシテ各其ノ地位ニ応シ相当ナル尊称、威儀及名號ヲ享有セシメ且之ヲ保持スルニ十分ナル歳費ヲ供給スヘキコトヲ約ス」（第三条）、「日本國皇帝陛下ハ前条以外ノ韓國皇族及其ノ後裔ニ対シ各相當ノ名號及待遇ヲ享有セシメ且之ヲ維持スルニ必要ナル資金ヲ供与スルコトヲ約ス」（第四条）と規定

定した。これにもとづいて、韓国併合條約公布日の八月二九日、「前韓國皇帝ヲ冊シテ王ト為スノ詔書」、「李団及李熹ヲ公ト為スノ詔書」、朝鮮貴族令、李王職官制等が公布された。これらの起草の任にあたったのは、前帝室制度調査局副総裁伊東巳代治、皇室令整理委員岡野敬次郎・同奥田義人である。⁽⁶⁾「前韓國皇帝ヲ冊シテ王ト為スノ詔書」は、①前韓國皇帝を昌徳宮李王と称し、嗣後世襲して宗祀を奉ぜしめる、②皇太子及将来の世嗣を王世子とする、③太皇帝を太王とし徳寿宮李太王と称す、④「各其ノ儂匹」を王妃、太王妃、王世子妃とする、⑤これらの人々には「待ツニ皇族ノ礼ヲ以テシ」、特に殿下の敬称を用いせしむ、という内容である。⁽⁷⁾「李団及李熹ヲ公ト為スノ詔書」は、「李王ノ懿親」である李団、李熹を公となし、「待ツニ皇族ノ礼ヲ以テシ」、殿下の敬称を用いせしめ、子孫は世襲となる、という内容である。⁽⁸⁾

ここで重要なことは、第一に二つの詔書が、王公族の国法上の位置について、「待ツニ皇族ノ礼ヲ以テシ」というかなり微妙な表現を用いたことである。この表現では、王公族の国法上の位置は皇族か、それとも一般臣民であるのか。おそらく詔書の起草にかかわった伊東巳代治もまよっていたのではないかと思われる。詔書公布から六年後に伊東が提出した「皇室制度再検議」で王公族の国法上の位置についてされた文は、そのままよいを反映している。

其他、後日王世子ノ王子誕生セラルコトアルニ於テハ其ノ身位ト礼遇トヲ如何ニスヘキノ問題亦必ス生セサルヘカラス。夫レ王族公族ノ國法上ノ地位ニ至テハ全然規定ヲ欠如シテ茫漠判スヘカラス。蓋王族公族ハ特ニ皇族ト同一ハ礼遇ヲ与ヘラレタルモノニシテ、其性質ハ、皇族ニ非サルハ、何人モ疑フ容レサル所ナリハナリ。故ニ皇室典範ヲ始メ、皇族ノ為ニ規定セラレタル皇室令其ノ他ノ法規ハ特別ノ明条ヲ存セサル現今ノ状態ニ於テ固ヨリ王族公族ニ適用又ハ準用セラルヘキ限ニ在ラス。随テ今其ノ国法上ノ地位ヲ案スルトキハ敢テ一般臣民ト扱フ所ナキカ如シト雖トモ、果シテ然リトセハ特ニ皇族ノ礼ヲ以テ遇シタマフ所ノ殊典ト精神トニ於テ甚タシク軒輊スルモノト言ハサルヘカラス。是レ畢竟法制ノ欠漏不備ニ職由スト言ハサルヲ得ス⁽⁹⁾（傍点筆者）。

ところで伊東は、王公族は皇族ではなく、むしろ一般臣民に近いものとするニュアンスで述べており、この点は後に帝室制度審議会が起草した王公家軌範案とは微妙なニュアンスの違いがある（この点は後述する）。ともかくも二つの詔書では、王公族の国法上の地位は明らかではない。

第二の重要な点は、「前韓國皇帝ヲ冊シテ王ト為スノ詔書」で「世家率循ノ道ニ至リテハ朕ハ當ニ別ニ其ノ軌儀ヲ定メ」という文があることである。要するに王公家の軌儀、たとえば、「（王公族の一高久注）婚嫁、誕生、命名、薨去、相続等ノ事項ハ總テ別段ノ規程⁽¹⁰⁾」を定めることになっていた。しかしその後、王公家の軌儀は作成されなかった。

時あたかも、朝鮮王世子と梨本宮方子女王との婚姻問題がおこった（この経過は後述する）。伊東は「帝室制度再査議」⁽¹¹⁾でいう。「近時仄聞スル所ニ依レハ、王世子殿下ハ某女王ト婚約成リ、既ニ内許ヲ仰レタルカ如シ。果シテ事實ナリトセハ、其ノ結婚ニ関シ依遵スヘキ規定ハ新ニ制定セラレサルヘカラス。將又皇族女子ノ婚嫁ニ付テハ皇室典範及⁽¹²⁾皇族親族令ノ規定スル所素ヨリ王族公族ニ嫁スル場合ヲ予期セス。隨テ今之カ善心ノ道ヲ講スルノ必要ナルハ言ヲ俟タサル所ナリ」。この文から察するに、伊東はこの婚姻の「依遵スヘキ規定」として王公家の軌儀を考えていたふしがある。しかし朝鮮王世子と皇族女子との婚姻の法的根拠を王公族の軌儀で規定できるものであろうか。皇族の婚姻の法的根拠は皇室典範第三九条の筈であるが、典範三九条と王公家に関する軌儀はどう関連するのであるうか。しかも王公族の軌儀は皇室令なのかな。それとも勅令なのかな。その点でもこの時期の伊東の意見は不明確である。

この時期の伊東はまだそれらの点の整理がまだついていなかつたと考えてよい。要するに、伊東は、この婚姻問題発生を好機として、ともかくも懸案の王公家の軌儀を制定しようとしていたのである。この王公家の軌儀は当然王公族の国法上の地位を解決するはずのものであった。

伊東の「帝室制度再審議」提出後、「宮内省でも伊東伯の建議を尤もであると考へ」⁽¹²⁾、この結果、寺内内閣となつての一月四日、宮内大臣の管轄のもとに帝室制度審議会が設置されることになる。

② 会の構成

伊東は、新たな機関の委員の構成を次のように考えていた。かつて帝室制度調査局御用掛または皇室令整理委員として専ら皇室法規に従事した者、また「法案中司法事務ニ関連スル規定ノ存スルモノニ就テハ從来既ニ司法官庁ノ有力者ト協議シテ起案審議シタル沿革アルカ故ニ此等ノ関係者」、「他日法制局ニ於テ審查シ或ハ閣議ニ付シ若ハ枢密顧問ニ諮詢セラルル場合ヲ慮ルトキハ各関係ノ官吏」⁽¹³⁾、である。

伊東の考えはほぼそのまま生かされる。一月七日、伊東が総裁に勅任され、同日、岡野敬次郎・平沼駿一郎・有松英義・倉富勇三郎・奥田義人・石原健三・鈴木喜三郎・馬場鉄一・二上兵治・山内確三郎・富井政章が委員に、宮内書記官吉田平吾・宮内事務官浅田恵一が幹事に任命された。⁽¹⁴⁾

これらの委員の現職名と主な略歴を明らかにしたのが第一表である。岡野と奥田は、帝室制度調査局御用掛、皇室令整理委員として伊東と行動を共にし、伊東が信頼する人物であった⁽¹⁵⁾。この他宮内省関係者が、倉富・石原・富井の三名、内閣法制局関係者が有松・馬場の二名、枢密院が二上、司法部関係者が平沼・鈴木・山内の三名である。これら的人物中、有松・石原を除けば、帝室制度審議会創設以前以後も含めるとすべて法学博士号を授与している。判事・検事もふくめて裁判所関係経験者は、有松・石原・倉富・鈴木・平沼・山内の六名。帝国大学法科大学または東京大学法学部卒業者が、石原・岡野・鈴木・平沼・二上・山内・奥田・馬場の八名。いわばこの帝室制度審議会の人事は、

第1表 帝室制度審議会委員の略歴

	現職	帝室制度調査の経験	法学博士号の授与	主な略歴
岡野敬次郎	行政裁判所長官兼東京帝国大学法科大学教授、貴族院議員	1899年 行政裁判所長官兼東京帝国大学法科大学教授、貴族院議員	1899年	法制局長官，主に大学を歩く
平沼駿一郎	検事総長	1907年	1907年	東京控訴院判事，大審院檢事，司法省民刑局長兼鑑定事務官
有松英義	法制局長官兼内閣恩給局長、貴族院議員	—	—	警保局警務課長，内務省警保局長，三重県知事，帝室林野管理局長官，枢密院書記官長
倉富勇三郎	帝室会計審査局長官	1903年	1903年	東京控訴院檢事長，朝鮮總督府司法部長官
奥田義人	東京市長 (1917年8月死去)	—	—	帝室令整理委員會
石原健三	宮内次官	1920年	1920年	農商務次官，文部次官，法制局長官，衆議院議員，貴族院議員，文部大臣，司法大臣
鈴木喜三郎	司法次官	1910年	1910年	熊本地方裁判所判事，内務書記官，山梨・千葉・高知・愛知・神奈川等の県知事歴任
馬場鉄一	法制局參事官	1918年	1918年	東京控訴院判事，大審院判事，檢事兼司法省刑罰司長，司法省法務司長
二上兵治	枢密院書記官長	1918年	1918年	通商省通信局外信課長，枢密院書記官兼枢密院議長
山内確三郎	大審院檢事兼司法省參事官	1883年	1883年	大阪控訴院判事，東京控訴院判事，司法省參事官，大審院檢事
富井政章	官內省御用掛，貴族院議員			東京大學法科大學教授，法科大學長，立命館大學長

大正期皇室法令をめぐる争議

備考 戦前期日本官僚制研究会編、秦郁彦著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』第1部「主要官僚の履歴」より作成。

法に關する専門的知識を有する人物を集め、さらにそれらの人的配置が法案実現のために各制度機関のバランスをとつて集められていることにその特徴がある。なお派閥系列でいえば、有松が山県直系であり⁽¹⁵⁾、このことは後述する皇室典範改正問題の結果、帝室制度審議会委員の辞表問題が発生した際、宮内省関係をのぞき有松だけが辞表を提出しなかった理由になる。

これらの委員はどのような役割をなったのか。一月一四日の帝室制度審議会初会合において、伊東總裁は「五組の特別委員」制度を創設することを発表している。⁽¹⁶⁾ 五組の内容と人的構成は以下の如し。

- 第一特別委員 李王家關係ノ諸案起草（岡野敬次郎・平沼駿一郎・有松英義・倉富勇三郎・奥田義人・二上丘治・富井政章）
- 第二特別委員 皇統譜令及施行規則（奥田・石原健三・二上）
- 第三特別委員 皇室裁判令（岡野・平沼・有松・二上・馬場鍼一）
- 第四特別委員 請願令（岡野・平沼・有松・二上・馬場鍼一）
- 第五特別委員 遺言令及後見令（奥田・山内・富井）

各特別委員の人数や人的配置をみる限りにおいて、帝室制度審議会の最大の課題が、李王家に関する規程（後の王公家軌範）作成にあつたことが知り得るし、また後の展開から類推するに、この機關の主導的でない手は伊東・岡野・平沼であったことを知ることができる。この帝室制度審議会で起草された諸案の内、まず一九一七（大正六）年四月五日、勅令をもつて請願令が制定公布を見る。その後、皇室裁判令案・王公家軌範案が一九一七年中に起草され、制定がめざされるが、一九一八年、この両案をめぐっての軋轢が帝室制度審議会と枢密院の間に展開されることになる。

大正期皇室法令をめぐる紛争 (上)

(2) 明治天皇大喪が、一九一二（大正元）年九月、昭憲皇太后（美子）大喪が一九一四（大正三）年五月、大正天皇即位礼が一九一五（大正四）年一月である。

(3) 倉富勇三郎文書。なおこの意見書の一部は『伯爵伊東已代治』下巻三〇—三四頁に所載。

(4) 一八の法案は以下のようなものである（倉富文書）。

一 諱願令	勅令案	明治三十七年十月上奏
一 国葬令	同右	明治三十九年六月上奏
一 華族世襲財産法	法律案	同右
一 皇室裁判令	皇室令案	明治三十九年二月上奏
一 皇室後見令	同右	同右
一 皇室遺言令	同右	同右
一 皇統譲令	同右	同右
一 皇統譲令施行規則	宮内省令案	明治三十九年六月上奏
一 皇室墓令	皇室令案	明治三十九年二月上奏
一 皇室陵墓令施行規則	（皇室令整頓委員起草）	
一 皇室葬儀令	宮内省令案	明治三十九年六月上奏
一 皇族歲費令	同右	明治三十九年二月上奏
一 皇族就学令	同右	明治三十九年六月上奏
一 位階令	同右	明治三十九年六月上奏
一 皇室儀制令	明治四十年一月上奏	
一 華族世襲財産法施行規則	明治三十九年六月上奏	
一 皇族會議令施行規則	明治三十九年十二月上奏	
一 皇族身位令施行規則	同右	
栗原広太述前掲書	二〇頁。	
『伯爵伊東已代治』下巻	三五頁。	

『法令全書』明治四年。この「王」という名称になるまでは、若干の曲折があった。八月十六日、韓国併合をめぐって寺内統監と韓国

總理李完用との「談判」が行わたれた。同年一月七日、寺内朝鮮総督が内閣總理大臣桂に提出した「朝鮮總督報告韓國併合始末」「明治四年公文雜纂」卷十九（国立公文書館所蔵）によれば、この「談判」での「王」号問題は次のようにある。寺内は、この「談判」で、李完用に対し日本側の提案を認めさせるが、李完用は、①國号韓を朝鮮とするなど、②皇帝を太公、その世嗣を公とし、これを世襲とし、殿下の「尊称」を与えること、については保留した。李完用は「國号ハ依然韓國ノ名ヲ存シ皇帝ニハ王ノ尊称ヲ与ヘラレタキコト」を主張した。その理由は「一般人民ノ感情ニ影響スル所鮮少ナラサムモノアリ」という点であった。要するに、李完用は「人心ヲ緩和スルノ一方便」として、上記二点を主張したのであった。寺内は後者の問題について、「併合実行後ニ於テ王位ヲ存続スルノ理由ナキノミナラズ、又其ノ必要アルヲ認ムル能ハス（中略）況シヤ世界何レノ國ト雖主權ヲ有セサル者カ王位ヲ歴世ニ繼承スノ例ナキニ於テヲヤ」と「説示」したがこの段階では解決がなされなかつた。その後寺内は、「王」号問題での妥協をはかり、一八日日本政府の裁可をえた。ここに韓國皇帝および皇子には王号が「付与」されることになったのである。なおこの経緯については、徳富蘆一郎『公爵山県有朋伝』七五六—七六〇頁にも触れられている。

(8) 『法令全書』明治四三年。

(9) 倉富文書。

(10) (11) 「皇室制度再検議」（倉富文書）。

(12) 栗原広太郎前掲書 二〇〇頁。

(13) 「皇室制度再検議」。なおこの部分は『伯爵伊東巳代治』下巻三三三頁に所載されている。

(14) 『伯爵伊東巳代治』下巻三五〇頁。なお伊東の縊殺就任について、平沼は「伊藤公の下で働いたことがあつたのと、又自分の手柄にもした

かったのであらう。力説して總裁になつた」と語っている（平沼驥一郎回顧録「平沼驥一郎回顧録」九五頁）。

(15) 岡野と伊東は「眞懸の間柄」（大正一年六月一二日付「東京朝日新聞」岡野博士伝記編纂委員会編『岡野敬次郎伝』二六五頁所載）であつた、という。岡野は、一九二五年（大正十四年）一二月に死去するが、彼の墓誌の筆は伊東の手によるものであった（前掲『岡野敬次郎伝』三五〇頁）。奥田は、伊東が第三次伊藤内閣の農商務大臣の時の農商務次官であり、その後伊東と皇室制度調査で行動を共にしてきた人物である。奥田は一九一七年（大正六年）八月死去するが、伊東は奥田の援護のために奔走し、死後の財産整理委員会にまでなつていて（『伯爵伊東巳代治』下巻 一六五一六六頁）。もともと岡野、奥田自身が伊東のようなくせのある男をどこまで信頼していたかは確かでない。平沼も『翠雨莊日記』では伊東にとって信頼する男のように描かれているが、『平沼驥一郎回顧録』では、「伊東巳代治の如き性格の相違のあるところへ懸念乍ら（帝室制度審議會へ一高久注）入つた」（九一頁）と記されている。

(16) 坂井雄吉「有松英義の政治的生涯」（『國家學會雜誌』第八六卷第三・四号）一一三一頁。

(17) 「伊東帝室制度審議会總裁演説」(倉富文書)。なお誤解のないように述べておくならば、「特別委員」が即起草委員となつたわけではない。たとえば王公家軌範案の起草は、特別委員の岡野と非特別委員であった馬場、山内であった。特別委員は起草された草案について委員会総会に諮られる前に充分審議するためにつくられたものである。

三 皇室裁判令案をめぐる紛争

① 皇室裁判令案起草

一八八九年皇室典範では、皇族の訴訟にかかる条目は次のようなものであった。

第四十九条 皇族相互ノ民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省ニ於テ裁判員ヲ命シ裁判セシメ勅裁ヲ經テ之ヲ執行ス

第五十条 人民ヨリ皇族ニ対スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス 但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ当ラシメ自ラ訟廷ニ出ルヲ要セズ

第五十一条 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ勾引シ又ハ裁判所ニ召喚スルコトヲ得ス

この皇室典範の規定は限定されたものであり⁽¹⁾、たんに大綱を定めたにすぎず、具体的実施については詳細な細則が必要であった。

一九〇二（明治三五）年一〇月一一日と一五日の両日、當時帝室制度調査局御用掛穂積八束は、皇族講和会において、皇室典範第四十九条⁽²⁾～五十一条⁽³⁾について説明を加えている。穂積は、特に第四十九条について以下の如く細則の必要を述べる。第一に、典範には「以下ナル人ヲ以テ裁判員ト為スカ」ということについて明記がない。第二に、「判決ノ執行ニ付キマシテ精細ナル規定カ必要」である。第三に、「書面裁判デアルヤ或ハ口頭裁判デアルヤ等ノ事

モ尚亦タ細則ヲ必要」とする。第四に、「一審ニテ確定スベキモノデアルヤ、或ハ第一審ノ裁判ニシテ尚不満足ナリトスル場合ニハ更ニ第二審ヲ開イテ上告スルノ途ヲ開クヤ等ノ事」にも細則が必要である。種積にいわせれば、要するに第四十九条は、「唯皇族相互ノ民事ノ訴訟ハ普通裁判権ニ於テ裁判セズシテ宮中内部ニ於テ裁判ヲ致スト云フ原則」を定めたにすぎないのであり、したがつて「本条ニ基イテ更ニ定ムベキ皇室裁判令ニ依ラナケレバ確カナル説明ハ出来マセス」。

以上の如き理由からしても、皇室裁判令の制定は緊急に必要な課題であった。

帝室制度調査局では、御用掛であつた岡野敬次郎に皇室裁判令案を起草させ、一九〇六（明治三九）年二月三日上奏している⁽⁴⁾。しかしながらこの案は制定公布にいたらなかつた。

帝室制度審議会が、皇室裁判令案（全三編一三一条）を官内大臣を経て内閣に提出したのは、一九一七（大正六）年一二月二〇〇日である⁽⁵⁾。『平沼駿一郎回顧録』では、平沼が「私が立案した」⁽⁶⁾と語つてゐるが、おそらくは従来の経緯から岡野も起草にあずかつたと思われる。起草された案は、岡野・平沼・鈴木・山内・倉富の特別委員会でさらに討議され、その後帝室制度審議会委員総会で確定している⁽⁷⁾。

この案の構成は次のようになる。

第一編 民事訴訟

第一章 皇族相互ノ民事訴訟（一～九七条）

第一節 皇室裁判所（一～七条）

第二節 当事者（八～一一条）

第三節 訴訟手続（一三二六一条）

第一款 総則（一二三～三一条）

第二款 判決前ノ手続（三三二条～五五一条）

第三款 裁判（五六～六一条）

第四節 身分訴訟（六二～七一条）

第五節 再審（七二～七七条）

第六節 判決ノ執行（七八～九七条）

第一款 総則（七八～八八条）

第二款 金銭ノ債権ニ関スル執行（八九～九三条）

第三款 金銭以外ノ債権ニ関スル執行（九四～九七条）

第一章 皇族ノ人民ニ対スル民事訴訟（九八～一〇一条）

第三章 人民ノ皇族ニ対スル民事訴訟（一〇二～一〇九条）

第二編 刑事訴訟

第一章 司法裁判所ノ裁判権ニ属スル刑事訴訟（一一〇～一一六条）

第二章 軍法會議ノ裁判権ニ属スル刑事訴訟（一一七～一一一条）

第三編 補則（一二三～一三一条）

法案の重要な点のみ概略的に述べるならば次のようになる。①「皇族相互ノ民事訴訟」は、非常設・非公開の皇室裁判所を審判・執行の機関とし、一審を以て終審とする。②「皇族ノ身分ニ関スル訴訟」も皇室裁判所の裁判権に属す。③皇室裁判所の訴訟手続については、特別の規定を要するものを除く外、民事訴訟法を適用する。④皇族相互の

訴訟で財産権上の請求に関するものは和解を前提条件とし、和解失敗の場合のみ訴訟の提起を認める。和解の場合、勅裁を経て終局判決と同一の効力を有するものとする。(5)皇室裁判所では書面に重点をおき、口頭弁論の前に相互に弁駁書を交換する。(6)皇族と人民との間の民事訴訟については、大体裁判所構成法、民事訴訟法及び附屬法令の規定による。(7)ただし、(6)の場合、皇族は自ら訟廷に出るを要しない。(8)人民の皇族に対する民事訴訟については、仮執行、督促手続、仮差押及仮処分の加き皇族の品位に抵触するものは特にこれを除外する。(9)皇族に対する強制執行は区裁判所ではなく東京控訴院を執行裁判所とす。ただし執達吏の職務は東京区裁判所判事とす。(10)皇族の刑事訴訟については、大体において裁判所構成法、刑事訴訟法、陸軍治罪法、海軍治罪法に準拠する。(11)ただし司法裁判所の裁判権に属する事件の捜査については検事総長の指揮による。検事総長は公判に立会う。(12)軍法會議の裁判権に属する事件の捜査は陸軍大臣または海軍大臣の指揮による。皇族の犯罪は高等軍法會議で審判し、判決は陸軍大臣または海軍大臣において意見書を附し、勅裁を請う必要がある。

② 枢密院審査委員会の人的構成

皇室裁判令案はどのような展開をとげるか。

一二月二四日、寺内内閣は「内閣ニ於テハ異存無之候」と宮内大臣に回答する。⁽⁹⁾ここまでは順調な進展である。同日、裁判令案はただちに枢密院に諮詢され、翌二五日には枢密院内における審査委員が一〇名指定される。⁽¹⁰⁾審査委員は委員長が蜂須賀茂韶、委員が伊東巳代治・金子堅太郎・末松謙澄・浜尾新・小松原英太郎・穂積陳重・安広伴一郎・一木喜徳郎である。ただし一九一八（大正七）年一月一日蜂須賀が死去したため、四月一三日伊東が審査委員

長となり、委員には南部麿男が指定されている。⁽¹¹⁾

この審査委員の人的構成について考えてみたい。この時期の枢密院議長は山県有朋、副議長は清浦圭吾である。山県は老令のためほとんど会議に出席せず、かわって山県直系の清浦が枢密院を差配していた。⁽¹²⁾ 山県は自己の系閥の人間を枢密院に入れ、そのため枢密院は山県閥の一牙城の観があった。審査委員中、明確に山県系と目される人物は、小松原・一木・安広・浜尾である。⁽¹³⁾ 審査委員中の半数であるから、数からいえば、審査の主導権はこの山県閥ににぎられていたといつてよい。しかし山県閥といつても必ずしも主張を同じくするとはかぎらない。しかも枢密院には、一八九九（明治三二）年以来顧問官をつとめ、「盛んに憲法論と外交通を振り廻す」⁽¹⁴⁾ 伊東がいる。伊東が故伊藤系の金子や末松と提携した場合、その政治力からして無視できない力をもっていた。現に一九一五（大正四）年に大礼使官制を皇室令とするか、あるいは勅令とするか、という問題がおきた時、この問題での枢密院審査委員長伊東は末松や金子と提携し、当時は山県系と目されていた波多野宮相や清浦枢密顧問官等と意見を異にし、大礼使官制＝勅令に努力し、ついにはそれを実現させたという経験をもつ。⁽¹⁵⁾ 一九一五（大正四）年三月二〇日付、清浦より山県宛書簡によれば、大使官制問題で「伊東末松金子ノ三角同盟」が存在するが、彼等の言動は「小生等同僚ヨリ見テモ枢密顧問官トシテハ余リニ法制局参事官ラシク、又或点ハ余リ政黨員ラシク認メラレ窃ニ指揮候、何トカ一沫吹カセ此弊ヲ矯メサレハ枢密院ノ枢密院タル体面ニ於テ如何ト存候」と清浦に言わしめる程であった。

しかし、皇室裁判令案の枢密院審議は、かつての大礼使官制問題のように伊東の意図通りにはならなかつた。後述する如く、この原案に対し、たんに山県系の人物が反対しただけではなく、もつとも強く批判の声をあげたのが末松だつたからである。

③ 皇室裁判令案審議過程

皇室裁判令案審査委員会は、一九一八（大正七）年一月二四日から六月四日まで延一二回にわたって開催されてい
る⁽¹⁷⁾。そして、五月九日の第一〇回審査委員会までは各編各章各節にわたって質問と答弁がつづけられる。

審査委員会が紛糾化するのは、全体的な討議に入った第一回審査委員会（五月一一日）からである。この日末松
謙澄より全体にわたる修正意見が陳述され、その要項が各員に配付される。その修正要項は以下のようなものであつ
た⁽¹⁸⁾。

修正要綱 末松委員提出

第一章 第一編 民事訴訟

第二章

一 皇室典第四十九条ノ訴訟ハ隨時必要ニ応シテ皇族裁判會議（裁判所ナル名称ハ穩當ラ欠ク）ヲ設ケ之ヲ裁判セシムルコト

二 裁判會議、構成及手続ニ付テハ極テ簡単ニ數条ノ規定ノミヲ設クルコト

三 其ノ他ノ手続ニ付テハ裁判會議ニ於テ民事訴訟ニ闊スル規定ヲ準用シ又ハ特別ノ規定ヲ定メ得ト為スコト

第三章 ハ之ヲ認ム

第三章 皇族ニ闊シテハ強制執行ニ闊スル規定ヲ適用セス

第二編 刑事訴訟 之ヲ削除ス

第三編 補則 第一編第二編修正削除ノ結果之ヲ整理ス

外二

(甲) 「皇族相互ノ訴訟」ナル文字ハ之ヲ避ケ「皇室典範第四十九条ノ訴訟」ト修正スルコト

(乙) 身分ノ訴訟ノ文字ヲモ避ケ皇室親族令第四十九条ニ依ル主張ノ提出トスルコト

(丙) 第一編中ノ第一章ヲ第三章トシ第二章ヲ第一章トスルコト

末松の修正意見に対し、各委員の反応はどうであつたか。浜尾・南部・小松原・安広は賛成意見を陳述、穂積は「単ニ感情ノミニ依リテ事ノ當否ヲ判断スヘカラサル旨並ニ本案ノ發布ニ因リテ世ノ耳目ヲ聳動スルカ如キコトハ成ルヘク避ケサルヘカラサル旨」を陳述、一木は、「成ルヘク本案ノ規定ヲ簡単ナラシムル目的ヲ以テ之ヲ修正スルコトニハ別ニ異存ナキモ末松顧問官提出ノ修正要綱ハ単ニ大体ニ止マルカ故ニ今少シク具体的ノ修正案ヲ見タル上ニ非サレハ之ニ対スル賛否ヲ表シ難キ旨」を陳述、金子は、「数日考慮ノ時間ヲ得ムコトヲ希望スル旨」を陳述⁽¹⁹⁾。要するに、末松の修正意見に対し、賛成や保留の意見はあつたとしても、それに反駁する意見は枢密院ではなかつたのである。

以上のような雰囲気の中で、伊東委員長は末松に具体的な修正案を提出するようになり、この会をおえている。

第一二回の審査委員会は六月四日に開かれる。ここで穂積より末松修正要綱とは別の独自の修正要綱⁽²⁰⁾が提出されるが、まず末松修正要綱について逐項審議に入り、第一編第一章の裁判機関の名称を議題とするが、数説あってまとまらず決議するには至らなかつた⁽²¹⁾。そして、皇室裁判令案の枢密院での審議はなぜかこの日をもつておわっている。

末松はこの日の会合で、一定程度具体的な参考案を提出したらしい。この参考案を以下に掲げ、修正要綱にも共通する末松の主張の要点をみよう。

修正要綱附属参考案　末松委員提出

皇族民事裁判令

第一編

第二章　皇室典範第四十九条ノ訴訟

原一　第四条　皇室典範第四十九条ノ訴訟ハ皇族裁判會議ニ於テ之ヲ裁判ス

原二　第五条　皇族裁判會議ハ委員七人ヲ以テ組織ス

委員ノ上席者ヲ議長トス

原三　第六条　委員ハ左ニ掲タル者トシ各訴訟事件ニ付宮内大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ勅命ス

一　枢密院議長又ハ枢密院副議長

二　司法大臣又ハ大審院長

三　枢密顧問官五名

原四　第七条　皇族裁判會議ニ書記官及書記ヲ置ク

書記官ハ宮内奏任官書記ハ宮内判任官ノ中ヨリ宮内大臣之ヲ命ス

書記官ハ議長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

書記ハ書記官ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

原五　第八条　訴ヲ提起スルニハ訴状ヲ宮内大臣ニ提出スヘシ

原六　第五条　訴状ニハ左ノ事項ヲ具ヘ原告又ハ其ノ法定代理人之ニ署名捺印スヘシ

一　当事者及其ノ法定代理人ノ表示

二　請求

大正期皇室法令をめぐる紛争（上）

三 請求ノ原因

四
立
証

五年月日

原

第一條 皇族裁判會議ハ之ヲ公開セス

原六

第四条 裁判ハ委員ノ過半数ノ意見ニ依ル

原五

第四条 皇族裁判會議ノ判決ハ書面ヲ以テス

判決書ニハ左ノ事項ヲ具ヘ委員各自署名捺印スヘシ

一、當時者及其ノ法定代理人ノ表示

二
主文

三
事実

四
理由

五年月日

原卷

第十四条 判決、義理ヨリ訴公記録ヲ添付シテ勘裁ヲ請フヘシ

三

萬國公 刑部、勅裁、一、二、三、聖旨或曰公議、刑部書、刑部、旨諭旨、詔諭旨、一、二

154

جغرافیا اسلامی

三

英國文學名著二編

卷之三

1

皇族御半金譜ハ必要ニ譜ノハリシハ賴義之縦ノ特別ノ規定ニ定ムハリト得

原七

第四条 皇族御半会議ノ職務終リタルトキハ議長ハ記録ヲ宮内大臣ニ引継クヘシ

前二野

第國条 皇室親族令第四十七条ノ主張ハ皇族裁判會議ニ於テ之ヲ審理ス

前項ノ場合ニ於テハ本章ノ規定ヲ準用ス

第二章

第九十八条 削除

第二章

〔原旨〕 第四条 人民ノ皇族ニ対スル民事訴訟ニ付テハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外裁判所構成法民事訴訟法及附屬法令ノ規定ニ依ル 但シ強制執行ニ関スル規定ハ此ノ限ニ在ラス

第一百三条乃至百七条 削除

第一編 削除

第三編

第一百二十四条乃至第一百三十一条 削除

末松の修正意見は、皇室裁判令案に対する原理的批判というものではなかった。要するに、対社会的にみて、皇族の尊厳性に少しでも抵触しかねない表現ができるだけおさえ、厳密に規定しそぎないように条文の数をおさえようとしたにすぎない。たとえば、「皇族相互ノ民事訴訟」は「皇室典範第四十九条ノ訴訟」とし、皇族の「身分訴訟」は「皇室親族令第四十七条ニ依ル主張ノ提出」とし、「皇室裁判所」という名称については、「裁判所ナル名称ハ穩当ヲ欠ク」から「皇族裁判会議」と名称をかえる、といふものであった。皇族に対する強制執行の規定を削除し、民事訴訟に関する規定を削除したのは、皇族に対して強制執行などすべきではないという考えにもよるが、おそらくは「強制執行」、「刑事訴訟」という表現のひびきを対社会的に気にしてゐるのであらう。また原案では、「皇族相互ノ民事訴訟」については、まず皇族間の和解を試み、それが失敗した時にのみ訴訟を提起できる、となつてゐるが、末松案

では一切のこととにふれていない。「和解」ということは皇族間の争いが前提になければならないが、末松はそのような想定そのものを嫌つたのであらうか。ともかくも末松の批判は批判としての中身が弱いといわざるをえない。

したがつて、末松修正意見が帝室制度審議会の反批判を招来するのは必然であった。

すでに五月二〇日、帝室制度審議会では、法案起草に従事した岡野と平沼の意見をもとに「末松顧問官提出皇室裁判令案修正要綱並附属参考案ニ対スル意見」⁽²³⁾書を作成している。この意見書は、おそらく枢密院審査委員に配付されたのであらうが、具体的に末松修正案に反論を加えている。⁽²⁴⁾

(1) 修正案は、皇族の民事訴訟に付ては、わずかに規定の外形を変改するにどまり、その裏体はすべてこれを認容している。したがつて原案を修正する理由が甚だ徹底していない。

(2) 修正案は「皇族相互ノ民事訴訟」および「皇族ノ身分訴訟」の文字を避けている。ことから裏体法の文字を避けたことは、かえつて裏体法と手続法との連絡関係を不明ならしむる嫌がある。

(3) 修正案は「訴訟手続ニ闕スル規定ヲ簡約ニシテ裁判機関ノ定ムル所ニ従ヒ普通法ヲ準用スルヲ以テ本則」としているが、皇族相互の民事訴訟ならびに皇族の身分訴訟を認めてその手続法を設ける以上、まさに審理、裁判の任にあたる者の準拠すべき条規を明示しなければならない。

(4) 「修正案カ刑事訴訟ニ闕スル規定ヲ全部削除シタルハ敢テ其ノ規定ノ内容ヲ否認セルニハ非シンテ唯普通法タル刑事訴訟法及陸海軍治罪法ニ規定スルヲ適當ナリトスルニ在ルカ如シ」。しかし一九〇七年皇室典範増補第七条、第八条によれば、皇族に関する制度は皇室令を以て定めるのを本体とする。したがつて原案は、刑事訴訟法および陸海軍治罪法の規定で皇族に適用して妨げないものはその適用を明かにし、そうでないものは除外例および特例を設けたのである。ところが修正案が皇族の刑事訴訟に関する規定を悉く普通法の規定に委ねる方針に出たのは、明に皇室典範増補の原則を無視するものである。

この末松修正案に対する反論は法論理上うたがいもなく妥当性をもつ。それだけ末松修正案は法の論理からすれば破綻しているのである。要するに、末松が皇室裁判令案に対し修正の必要を感じたのは、条文の表現のもつ政治的・社会的影响が問題であったのである。皇室の成員である皇族を裁判するということの社会的印象を気にしたのである。したがって、末松は条文の表現にこだわり、刑事訴訟の条文を削除したのである。金子を除く他の審査委員も同様のことを感じていたろう。

枢密院審査委員会の審議が六月四日の第十二回審査委員会で終ったのは、おそらくは伊東の策略であった。伊東は、帝室制度審議会起草の案が枢密院通過をのぞめないことを知った。審査委員会の多数は、末松修正案に賛成であり、このままでは末松修正案が審査委員会で議決されるであろう。伊東は審査委員長として第十三回審査委員会を日延にする形でこの議決を阻止したのである。

結局のところ、皇室裁判令案は、寺内内閣總辞職の時期の九月二五日、宮内省自身が枢密院より撤回することで終止符を打つ（この点は後述する）。

- (1) 一八八九年皇室典範制定にいたるまでには、皇族の裁判規定で削除されたものが存在した。たとえば一八八七（明治二〇）年四月に柳原前光は「皇室典範草案」（井上毅文書・稻田正次「明治憲法成立史」下巻九九六一—一〇〇二頁所収）を作成しているが、その中に「第六十一条 皇族ノ重輕罪ハ元老院ニ於テ之ヲ裁判セシメ其裁判員ヲ勅選ス」、「第六十二条 皇族ノ科罰ハ刑法ニ依ル」という条文があった。第六十一条はその後井上毅によつて「皇族ノ重輕罪ヲ犯ス者ハ元老院ニ於テ之ヲ裁判セシメ其裁判員及檢事ヘ之ヲ勅選ス」と修正される（井上毅文書・「皇室典範草案」）。しかし、皇族の重輕罪と皇族の科罰を定めた条文は、一八八八（明治二一）年三月二十五日の夏島會議（伊藤博文・井上毅・伊東）代治・金子堅太郎出席）の「典範の最後の修正が行われた」（稻田前掲書下巻一〇〇四頁）際、姿を消した。この夏島會議での皇室典範案の修正においては、皇族の臣籍降下規定も姿を消した。要するに、来るべき議会開設に備えて、皇室の尊嚴性に少しでも抵触しかねない条文は、伊藤の手によって抹消されたということが事実に近いであろう。

- (2) 「講和會議筆記」第四十二、第四十三。
- (3) 同右 第四十二 三二六一三一八頁。
- (4) 「大正六年一二月一七日付 皇室裁判令案ニ付帝室制度審議会總裁上奏文」(倉富文書)。
- (5) 「公文類聚」第四十二編 大正七年 卷一。
- (6) 前掲『平沼騏一郎回顧錄』九七頁。
- (7)(8) 注(4)と同じ。
- (9) 注(5)と同じ。
- (10)(11) 枢密院秘書課「皇室裁判令案 大正七年九月二十五日返上」(国立公文書館所蔵)。
- (12) 岡義武『山県有朋』(岩波新書 一九五八年) 一五五頁。なお清浦が枢密院副議長に就任したのは一九一七(大正六)年三月二〇日である。
- (13) 小松原英太郎は、明治二〇年代より内務省を歩き、各県知事なども歴任し、一九一六(大正五)年一月より枢密顧問官となっていた。一木喜徳郎は、一八八七(明治二〇)内務省就職後、すぐに時の内務大臣山県の恩顧をうけたらしいが(「一木先生回顧錄」一五一一六頁)、その後内務省畠と学者の道を併行して進み、大正期第二次大隈内閣の文部大臣、内務大臣を歴任。この時、大隈内閣の延命策に加担したと思われ山県の不興を買うが(たとえば岡義武・林茂校訂『大正デモクラシ一朝の政治―松本剛吉政治日誌』一四一一五頁参照)、山県の推薦により一九一七(大正六)八月枢密顧問官となっている(『一木先生回顧錄』八六頁)。安広伴一郎は、一八九〇(明治二三)内閣書記官をふり出しに官僚の道を歩む。法制局、内務省、文部省、遞信省を経て、一八九八(明治三)年第一次山県内閣の内閣書記官長となる。山県内閣崩壊後、安広は貴族院議員に転身し、さらに一九一六(大正五)三月に枢密顧問官となっている。浜尾新は、文部官僚の道を歩むとともに、一九〇三(明治二六)年には帝国大学総長、一九一一(明治四四)年枢密顧問官となり、一九一四(大正三)年には山県のひきにより東宮大夫を兼務している(岡『山県有朋』一三五頁)。
- (14) 伊藤痴遊の言(『伯爵伊東巳代治』上巻 四四七頁)。
- (15) 『伯爵伊東巳代治』上巻 五一〇一五一五頁参照。この大礼使官制問題の具体的内容は今の所筆者には不明である。
- (16) 山県有朋文書第二十六冊(国会図書館憲政資料室所蔵)。
- (17) 枢密院秘書課「大正七年一月 委員録」(国立公文書館所蔵)。
- (18) 注(10)と同じ。
- (19) 注(17)と同じ。

(20) 内容は次のようなものである。

龍齋顧問官提案ノ修正要綱

第一 此ノ法規ハ皇室ノ尊嚴竝ニ皇族ノ特別ナル身位及権利義務ヲ維持スル為ノ法規ナルコトヲ成ルヘク^{ヨス}ヘキ書チ方ヲ用フルコト

第二 此ノ法規ハ皇室典範ノ結果ナルコトヲ成ルヘク明示スヘキ書キ方ヲ用フルコト

第三 修正ノ文章、用語、措辞等ハ成ルヘク公衆ノ感覺ヲ刺撃セサル様注意スルコト

第四 此ノ法規ハ成ルヘク簡単ニシテ万一ノ場合ニ处スルノ途ヲ具フルニ止ムコト

第五 皇族ノ特權及特別ナル身位ニ関スル規程ニシテ訴訟ニ関スルモノハ成ルヘク此ノ法規ヲ以テ規定スルコト

(21) 注 (17) に同じ。

(22) 注 (10) に同じ。この資料で原^一は、原案では第一条、という意味である。以下原^一の場合も同様である。章、条および編の□^(カッコ)は新しく末松が適当とした章、条、編の番号である。なお末松は「修正意見」で「第一編中ノ第一章ヲ第三章トシ第二章ヲ第一章トシ第三章ヲ第二章トスル」としたが、「参考案」では、第二章はそのまま第一章となり、第三章が第一章となっている。理由は不明である。

(23) 意見書作成を示す史料は以下の如くである（「皇室裁判令案 大正七年」）。

謹啓

末松顧問官御提出の皇室裁判令案修正要綱並附屬参考案に対し伊東顧問官に於て御参考の為同案起草者たる岡野博士及平沼博士の意見を徵せられ候處右は委員各位御参考の一端とも可相成に付供高賀度旨同顧問官の御希望に有之別冊右意見書一部御送付申上候 敬具

大正七年五月二十日

二上書記官長

(24) 注 (10) に同じ。

(25) 注 (10) に同じ。